

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する
木更津市長の意見

1 全般

- ・対象事業実施区域の前面海域には、東京湾に残った貴重な自然干潟である盤洲干潟が広がり、貴重な動植物の住処や良好な漁場である地域特性を考慮し、漁業関係者や地域住民からの意見や要望に配慮すること。
- ・対象事業実施区域周辺の地域は、同種の事業場が既に集中し立地していることを考慮し、総合的な環境への影響については可能な限り回避・低減するよう努めること。
- ・予測結果・評価において、改変区域内に生息する重要な種の適地への移植や海域工事における汚濁防止膜等の設置等、確認された環境保全のために必要な措置を適切に行うこと。
- ・講じようとする環境保全措置について、多くの項目で「可能な限り実施する」、予測結果・評価について、概ね全ての項目で「実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する」と抽象的な記載となっているため、それぞれの記載にあたっては、より具体的な実施方法及び影響が低減されていることの客観的な根拠を付して記載すること。
- ・環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、千葉県知事より「実施済みの調査結果を活用することとされているが、周辺環境の変化等を踏まえ、再調査や補足調査の実施を検討するとともに、その内容及び結果を明らかにすること。」と意見があり、それに対する見解において、「補足調査を実施し、現地調査結果との環境の変化を確認しました。これらの結果から（略）経年的な変化はほとんどなかったことから、実施済みの調査結果を活用することとしました。」とあるが、補足調査の内容について、結果が明らかにされておらず、実施済みの調査結果を活用することの根拠が乏しいため、補足調査の結果を明らかにするとともに、実施済みの調査結果を活用すると客観的に判断するに至った経緯の説明を求める。

2 大気関係

- ・対象事業実施区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年、光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、建設機械や施設の稼働時に伴う排ガス等に対する環境保全措置を適切に行うこと。

3 騒音、振動関係

- ・評価の結果により確認された事業の実施に伴う施設や工事関係車両等の騒音・振動への低減するための環境保全措置を適切に行うこと。

4 水質関係

- ・施設の稼働に伴う温排水による環境への影響に係る評価結果について、表層における水温上昇値は、単独予測において2℃に満たないことから、水温の影響は少ないものと考えられるとされているほか、取水や温排水による動植物に及ぼす影響も少ないとされているが、実際には環境への水温の影響は、重疊的に及ぼされるものであり、単独予測のみにより影響が少ないとすることは、非現実的でありかつ影響が少ないとする根拠が示されていないことから、適切に評価されていると判断できない。このため、対象事業実施区域から盤洲干潟の海域において、事業実施に伴う海域工事や取水、温排水等による環境への影響には不明な点がある。これらのことから、評価書へは、重疊的な環境への影響について、根拠を付して記載すること。

また、温排水の運転開始後の環境監視計画において、取放水温度差の連続測定を実施するとあるが、環境への影響については、その流量も関係しており、環境への影響を監視することにおいては、不十分と考えられる。したがって、干潟などの事業実施周辺区域の複数点での海水温の調査及び動植物への影響の監視等も実施内容へ含め、環境への影響を注視するとともにその結果を基に影響の低減を図ること。

5 地球温暖化対策

- ・国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目標としていることから、その目標達成のために、施設の稼働後においても最新の技術の開発状況等を注視するとともに採用の検討を図り、温室効果ガスの排出量の削減に努めること。